

JASSO 奨学金の利用を希望する場合の手続きについて

災害救助法適用地域に居住する世帯で、能登半島地震により家計が急変し、奨学金の利用を希望される方の奨学金の申請を受け付けます。災害救助法適用地域については、以下のリンクをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

奨学金の種類は次の3種類です。申請を希望する学生は、必要書類等について案内しますので、1月16日（火）までに工学部は教務課、看護学部は教務学生課の窓口までお越しくください。

1 被災・家計急変時の給付奨学金（家計急変採用）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

2 被災・家計急変時の第一種奨学金（緊急採用・無利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kinkyu/index.html

3 被災・家計急変時の第二種奨学金（応急採用・有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/okyu/index.html